

史料B（管領の役割資料）『加能越古文叢』二十二「永享元年日記」
林光院領加賀国横北庄年貢未済事

数字①、⑤は通番号を表わす。
上段は原本、下段は筆者。

林光院領加賀国横北庄年貢未済事

（永享元年）六月十五日

- ① 一 林光院領加賀国横北庄年貢事、
齊藤御園五郎改未済云々、不日、令究済、可申左右
之由、可申含御園也、同日以正蔵主被仰付也

（永享元年）同廿三日

- ② 一 林光院領加賀国横北庄年貢齊藤御園致未済否事、
松田对馬守相共可伺申之由、自管領承之

（永享元年）同日

- ③ 一 同篇事、对馬守相共同申之、御園陳申之条々、

六月十五日

●林光院領横北庄の年貢を齊藤御園五郎が未済（未進）しているという。「不日、よく調査して、何んとか年貢の支払をすませるよつに」と正蔵主を使者に、將軍より仰付けられた。

（正蔵主は仲方中正のこと。林光院の訴えを將軍に取り次いだので、義教の仰が正蔵主を通してあったものと思える）

六月廿三日

●この年貢未済否の一件について本奉行飯尾貞連、合奉行松田对馬守貞清に対し御前沙汰の場に披露（伺申）するよつにと管領より承。

六月廿三日

參林光院可尋申之由、被仰下也

(永享元年) 同廿九日

- ④ 一 林光院雜掌重申状并年貢未進注文等、以木沢入道令披露之

(永享元年) 同晦日

- ⑤ 一 同篇事、政都聞所務之目錄不被出之間、下地興行難儀之由、御園申之、然者、可被召渡政都聞目錄狀之由、可伺申之旨、管領承之

(永享元年) 七月五日

- ⑥ 一 林光院領加賀国横北庄去年年貢、御園五郎致未濟事、不及被召渡政都聞勘定状、且又寺家上使事、乍載請文、令違背之条、非無其咎、然間、於未進者、悉可致其弁、至向後者、守契状之旨、可被差下寺家使者

● 伺事式日

伺申したところ、「御園五郎が陳述している条々を林光院へ行って究明してくるよう」と將軍が仰下、(再調査ということでこの日は判決が出なかった)

六月廿九日

● 年貢未進注文などを木沢入道(管領山内清家親政)によつてまず管領に披露があつたことを記している。(その件について奉行人貞連は管領から伺つたということになる。)

六月晦日(六月三十日)

● 貞連(奉行人)に管領より政都聞の所務目錄提出の指示があり承。

七月五日

● 伺事

貞連

貞清 伺申

六月晦日の管領指示通り伺申したが、義教は次のように判決を下した。

「政都聞勘定状は召渡すに及ばない。年貢未進につい

次去々年（松田）、庄主未進事、任徴符致催促、同可執沙汰之、次八木入道事、可仰付守護之由、被仰出也、（松田）対馬守相共同申

⑦ 一 同篇目、上裁之趣、今日五日、対馬相共申管領事

(永享元年) 同八日
⑧ 一 林光院領加州横北庄年貢未進事、御園五郎可致沙汰之旨申之、次八木入道事、召仰守護富樫介代之由事、彼是兩条対馬守相共令披露之

ては徴符の通り弁済すること。」

御前沙汰における義教の迅速な裁許の様子が窺える。また、この条から必ずしも管領指示通りに判決が下るわけではないことも知り得る。

●八木入道のこと、守護富樫持春に指示すること。八木入道一件についてはこの史料からはわからない。

●今回の訴訟について、上裁の趣(伺事における將軍裁許の内容)を管領畠山満家に報告すること。
(判決が管領指示通りではなかったから)

七月八日

●事務処理が終わったことを將軍に披露。
御園五郎は年貢未進分を弁済する事を命ぜらる。
次で八木入道(現地の地頭御家人)については加賀守護富樫介代(持春)が引き取ることに。

* 右の史料は、『加納史料』室町Ⅱ(石川史書刊行会、二〇〇二年)にも掲載されている。金沢市立玉川図書館所蔵史料。